

意見公募要領

1 意見公募対象

- ①有線テレビジョン放送業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示案
- ②電気通信分野に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示案
- ③地上基幹放送分野に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示案

2 意見公募の趣旨・目的・背景

第 201 回国会にて成立した「中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 58 号。以下「改正法」という。）において、「中小企業等経営強化法」（平成 11 年法律第 18 号）を一部改正し、異分野連携新事業分野開拓に係る規定を削除しました。一方、新型コロナウイルス感染症をはじめとした、中小企業にとっての新たな脅威が顕在化しているなか、IT 化への対応や人材の有効活用等、中小企業が直面する課題は年々増加しており、中小企業を取り巻く事業環境は大きく変化しています。

これらの状況を踏まえ、改正法の施行に伴い、中小企業の事業環境の変化に対応するため、「中小企業等の経営強化に関する基本方針」（昭和 57 年総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第 2 号。以下「基本方針」という。）について、経営力向上に資する取組として従業員の健康増進や人事評価等の項目を新たに追加する等の一部改正を行うとともに、基本方針に基づき策定している事業分野別指針についても改正を行うこととしましたので、意見を募集することとします。

3 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp>）の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）～（4）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（1）電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」（<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意

見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、(2)により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

①「有線テレビジョン放送業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示案」について

電子メールアドレス：catv.comment_atmark_ml.soumu.go.jp

総務省情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室あて

②「電気通信分野に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示案」について

電子メールアドレス：tsushin-data_atmark_ml.soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課あて

③「地上基幹放送分野に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示案」について

電子メールアドレス：shishin.chijou_atmark_soumu.go.jp

総務省情報流通行政局地上放送課あて

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口(e-Gov)を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしく願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください)。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MBとなっています。

(3) 郵送する場合

①「有線テレビジョン放送業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示案」について

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室あて

②「電気通信分野に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示案」について
〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2
総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課あて

③「地上基幹放送分野に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示案」について
〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2
総務省情報流通行政局地上放送課あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) FAX を利用する場合

①「有線テレビジョン放送業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示案」について

FAX 番号：03-5253-5811

総務省情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室あて

②「電気通信分野に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示案」について
FAX 番号：03-5253-5855

総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課あて

③「地上基幹放送分野に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示案」について

FAX 番号：03-5253-5794

総務省情報流通行政局地上放送課あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 意見提出期間

令和2年8月18日（火）から令和2年8月31日（月）まで（必着）

※郵送については、締切日の消印まで有効とします。

6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び総務省ホームページに掲載するほか、連絡先窓口にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

①「有線テレビジョン放送業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示案」
について

総務省情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室

担 当：能登部課長補佐、今井係長、鈴木官

電 話：03-5253-5809

F A X：03-5253-5811

電子メールアドレス：catv.comment_atmark_ml.soumu.go.jp

②「電気通信分野に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示案」について

総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課

担 当：荒谷係長、小嶋官、梅村官

電 話：03-5253-5854

F A X：03-5253-5855

電子メールアドレス：tsushin-data_atmark_ml.soumu.go.jp

③「地上基幹放送分野に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示案」について

総務省情報流通行政局地上放送課

担 当：江藤主査、西脇官

電 話：03-5253-5737

F A X：03-5253-5794

電子メールアドレス：shishin.chijou_atmark_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

①「有線テレビジョン放送業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示案」に対する意見書

意見書

令和 年 月 日

総務省情報流通行政局

衛星・地域放送課 地域放送推進室 あて

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「有線テレビジョン放送業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見

②「電気通信分野に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示案」に対する意見書

意見書

令和 年 月 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部 データ通信課 あて

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「電気通信分野に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見

③「地上基幹放送分野に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示案」に対する
意見書

意見書

令和 年 月 日

総務省情報流通行政局
地上放送課 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「地上基幹放送分野に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示案」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見